

5 地方税財政制度の改革

1 地方の仕事量に見合った安定的な税財源の確保

【提案内容】

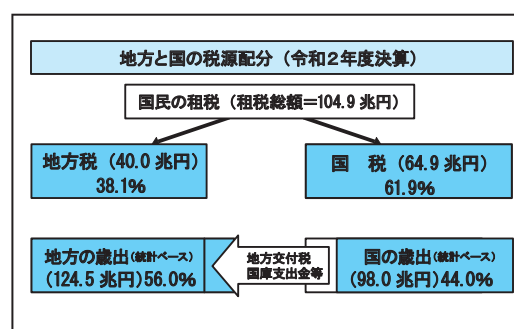
提出先 内閣府、総務省、財務省

地方の仕事量に見合った安定的な税財源を確保すること。そのために、消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への一層の税源移譲、法人事業税における外形標準課税の拡充などにより、**税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税財源の充実強化**を図ること。

◆現状・課題

地方と国の歳出規模（地方6：国4）と税収（地方4：国6）にはギャップがあり、地方の仕事量に見合った税源が確保されていない。

また、令和2年度には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、税収が大幅に減少したことを踏まえれば、景気の影響に左右されにくい安定的な税収構造の構築が必要である。



（総務省「国と地方の税財源配分の見直し」を基に作成）

◆実現による効果

税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税財源の充実強化を図ることにより、地方自治体が、景気の低迷など様々な状況の変化にも的確に対応することや、地域の実情に即した施策を自主的・自立的に行うことが可能となる。

（神奈川県担当課：総務局税制企画課）

2 地方一般財源総額の確保・充実

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

新型コロナウイルス感染症の感染状況が見通せない中、地方の実情に沿った行政サービスを、地方が責任をもって十分に担えるよう、地方財政計画に的確に反映し、**安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実**すること。

特に、地方の固有財源である地方交付税については、法定率の引上げを含む更なる見直しにより、総額を確保すること。

◆現状・課題

近年、国の予算総額は社会保障関係費の増などにより増加傾向にあるが、一方、地方財政計画の歳出総額はほとんど増加しておらず、地方は増加する社会保障関係費の財源を給与関係経費や投資的経費の削減により捻出している。そのため、地方財政計画に地方の財政需要を的確に積み上げ、地方一般財源総額を確保するだけでなく、充実させる必要がある。

◆実現による効果

地方一般財源総額の確保・充実により、地方自治体は安定的な財政運営を行うことができる。

（神奈川県担当課：総務局財政課）

3 臨時財政対策債の廃止・縮減

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置とされているが、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費増大の最大の要因となっていることから、期限である令和4年度をもって廃止し、本来の姿である地方交付税に復元すること。なお、令和4年度で廃止することが困難な場合であっても、期限も含め、廃止までの工程を明らかにすること。

また、それまでの間、財政力の高い団体に対し、多く配分されている算定方法の更なる見直しを行うこと。

さらに、既往の臨時財政対策債の元利償還金について、償還財源を確実に別枠として確保すること。

◆現状・課題

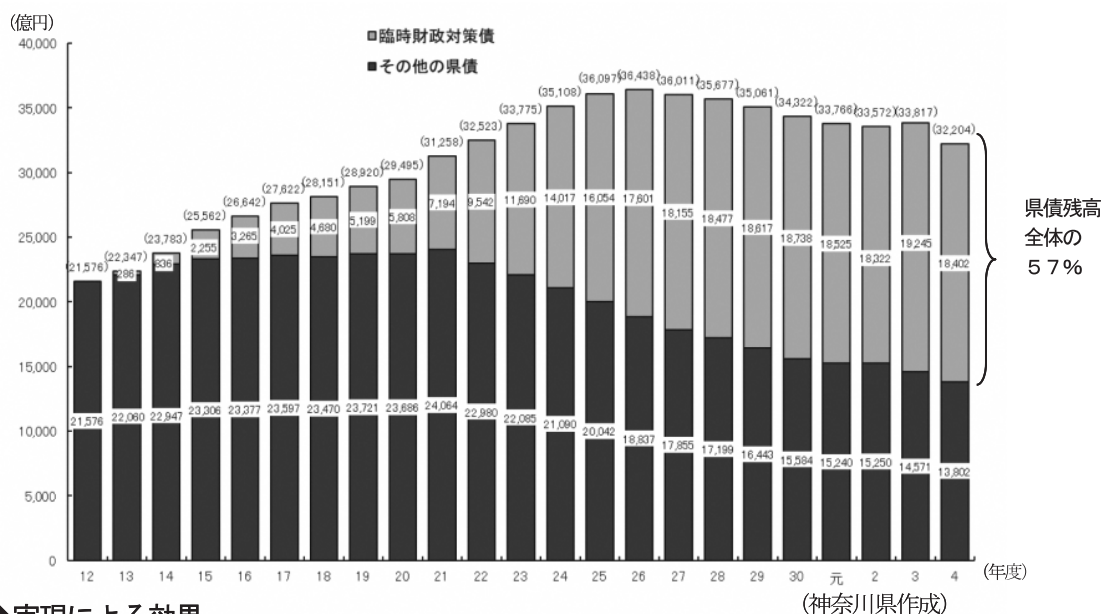
本県では臨時財政対策債を除く県債残高は、長年の発行抑制の取組から減少を続けている。

一方で臨時財政対策債については、臨時財政対策債償還基金費を活用することで、令和4年度は減少に転じる見込みだが、過去の発行の影響が大きく、引き続き県債残高の半分以上を超え、財政の硬直化をまねいている。

また、臨時財政対策債は、財政力指数の高い団体に多く配分[※]されている。加えて、政令市を抱える団体の場合、県費負担教職員制度の見直し後、財政規模に対する残高の割合が高まっている。さらに、地方財政計画では既往の臨時財政対策債の元利償還金については新たな臨時財政対策債の発行により行っていることから、償還財源を確実に別枠で財源措置を講じる必要がある。

【県債年度末残高の推移（本県）】

※本県令和4年度当初予算における本来地方交付税で措置される額に対する臨時財政対策債の割合：40%



◆実現による効果

臨時財政対策債の廃止や算定方法の見直しにより、臨時財政対策債の新規発行が抑制され、県債残高の減少及び公債費負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

4 地方税減収等への対応（減収補填措置の拡充）

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢や原油の価格高騰等、世界経済の動向も不透明であり、今後、経済の下振れリスクやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念されるため、国においては、地方の行財政運営に支障が生じないように、**地方税の減収等に対して確実に減収補填措置を講じること。**

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響等による地方税等の大幅な減収が懸念されるため、想定以上の税収減が生じた場合には、確実な減収補填措置が必要である。

◆実現による効果

想定以上の減収が生じた場合、確実に補填措置が講じられることで、地方財政の安定的な運営が図られる。

(神奈川県担当課：総務局財政課)